

つっかいぼう通信 第71号

編集／特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう

〒502-0843 岐阜市早田東町8丁目4番1 パセール長良1F3号

Tel 058-215-7374 / Fax 058-296-5343

発行／2011年 10月11日

第26回 みんなでやろまい 障害者・健常者の大交流キャンプ



障害のある人の参加割合が大きく、一泊のキャンプは無理との判断し、急遽デイキャンプに切り替えることになってしまいました。一泊でのキャンプを楽しみにして下さった方、二日間の予定を空けて下さっていた皆様、期待に沿えずまたご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。

久しぶりの谷汲の緑地公園キャンプ場、8月下旬の秋の気配を感じさせる日で、バーベキューをしました。参加者60人程度でこじんまりとし、交流の時間がしっかりと取れ、お腹もしっかりふくれ、楽しい充実したひと時を過ごすことが出来ました。

最後にもしかして「やろまい会」としては初めてかと思う全体での記念写真を取りました。

水曜食堂のご案内

「つかいぼう」は新しい取り組みとして、来年からスタートする就労継続支援 B 型事業で小さな自然食レストランをオープンします。

新設する作業所に作る 10 数席程の小さなバリアフリーのレストランで、これまで「つながり亭」で販売してきた自然食品や無農薬野菜を使って安心して安全、バランスのとれたおいしい「良い食事」を召し上がって頂くために目下練習中です。それでは改めて「良い食事」とは何か、料理を作る中で話のテーマに度々上がってきます。

無農薬、有機栽培、玄米を用い肉や乳製品・砂糖を一切使わないマクロビオテックなど、地産地消、環境、経済、持続可能、…。体に良い食事を調べる中で様々な考え方や社会問題に行き当たります。また障害をもつ仲間や高齢者の世帯に目を向ければ、孤独や貧困、福祉や地域の有り様からか、規則正しくバランスが取れた食事を取る事、温かいものは温かく・冷たいものは冷たく、美味しく楽しく食べる事が容易に出来ない現実があります。

私達には大きな事は出来ないけれど、「良い食事、人と地域とつながる食事」を考えつつ地域の小さな温かい台所になりたいと、試作と試食を毎週水曜日のお昼に行なっています。

ご一緒に試作ランチ召し上がって下さい。そして、是非、皆様のご意見等お聞かせ下さい。肉・魚・乳製品は使わず、薄めの味付けですが、野菜の豊かさ意外さを味わっていただけたと思います。

□メニュー ・ 主食(米、玄米又は雑穀) ・ 一汁 ・ 野菜を使ったお惣菜 4~5 品、
・ 時により野菜スイーツ *限定 10 食

□開店時間 12:00~13:30 □お試し価格 500 円

□場所 つかいぼう事務所 □連絡先 つながり亭(服部) 058-265-7288

□前日火曜日 4:00 までにご予約下さい (「水曜食堂」は試作期間の名前です)



障害者の制度改革についての話をしよう

～障害者基本法・障害者権利条約・差別禁止法・障害者総合福祉法～

11・19～20 中部各院大学「人間福祉学会」

平成21年閣議決定により「障害者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとするわが国の障害者の制度の集中的な改革を行なうためのもので、今年7月には障害者基本法が成立し、障害者自立支援法に変わる（仮称）障害者総合福祉法の25年8月施行が予定され、その福祉法の「骨格提言」が8月30日にまとめられました。

「障害者総合福祉法の骨格提言」読みましたよ！多くは、これまでの全国各地で命や生活をかけた様々な取り組みの中から生まれた結晶のような提言です。しかし、この提言を当事者が、行政や機関で働く人が真に理解し現実のものにしていけるかと言えばかなり、かなり難しいのではと思います。本当に理念や政策が転換するのは簡単なことではない、けれどもうわべだけの或いは部分的な手直しは要りません。真面目に人の幸せとか平等とかを思えば提言の理念はスッと落ちていく事だと思いますが・・・、原発の問題と同じで。

提言は出来た、これを「絵にかいた餅」にしないようにするのは私たち当事者やそれに関わる者、実践の場にいる者の役割だと思います。

「人間福祉学会」2日目（11月19日）午前のフォーラムでは、人間らしく自分らしく生きるためにどんな制約を受けているのか、どんな考え方の社会だったらいいのか、それに基づきどんな支援があったらいいのか等ご意見がいただけたらいいなあと思います。是非ぜひご参加ください。一日しっかり学んで地域での制度改革の推進に活かしていきましょう。

詳しくは大会案内と呼び掛け文をご覧ください。またご参加の場合は大学でもこちらでも良いのでお知らせください。（参加者把握の為です）

参加して下さい

施設整備費国庫補助決定しました

8月の末、待ちに待った補助の内示がありました。補助は建築費の補助対象となる分の八分の七です、自己資金の割合が大変小さくなり本当に助かります。皆様にはいろいろご心配やお世話をかけました、心より感謝いたします。

内示の連絡を受けてしばらくしてからジワジワと嬉しくなり、やがて「助かった・・・!」と大変なところから無事生還したような気持ちになりました。

今は「これでまた次の活動が出来る、必要な施設が建てられる!」と言う気持ちと「新しい事業が軌道に乗るまではそれどころではない」という気持ちが半々です。

9月議会の建設助成補正予算が通り実質的な補助が決定し、本格的な始動です。

■2011年10月・・・建築確認申請、指名入札、現在たっている建築物の取り壊し

■2011年11月・・・着工 ■2012年 3月・・・完成、竣工式と内覧会、祝賀会などが大まかな予定です。また地域には定期的にご挨拶や作業所についてのチラシを配っていきます。移転する事で作業を始めとして通所の体制等「新たに出来る事」「出来なくなる事」が出てきます。整理しつつ組み立てを考えていますが、詰め切れていない事が多々あります。また何かとご迷惑やお世話になると思いますがこれからもよろしくお願いします。

□編集後記□

福祉、医療ともに様々な動きがある。一つは来年から一部の医療的ケア（喀痰吸引と経管栄養）を非医療職が行う事が出来るようになったこと。居宅介護のヘルパーも所定の研修を受ければ「特定の人」に対して公に安心して吸引ができる。

もう一つは相談支援。支援法つなぎ法による改正で詳細は未定の部分があるが、病院や施設から出て地域で暮らすことへの「地域移行支援」や居宅で一人暮らしの障害者の夜間も含む緊急時の連絡・相談等の「地域定着支援」が個別給付化された事と支給決定のプロセスの見直しがあり支給決定の前にサービス利用計画策定が行われるようになる事と、サービス利用計画策定の対象者となる障害者が拡大する事。

10年前医療的ケアが必要な仲間が退院自立するときヘルパーにはもちろん吸引も何も教えてはもらえず、禁止行為であった。退院を思い立っても、地域での24時間介護の生活を支える制度はなく、また自立の準備がしたくても公的な相談先は無く自分のために動いてくれる人もいなかった。今ようやく必要なアイテムが認識されてきた。質や量はまだまだ。10年前各地の自立センターの協力を得ながら手探りで手弁当で行なってきた自立支援がようやく仕事として認められる。事業としての立ち上げのためにこれから申請や研修や様々な作業が始まる。もういっぺん頑張ってみる、地域の人の手をかりて。(吉田)

医療的ケア実践セミナー2011 in Gifu 11月26日(土)~27日(日)

医療的ケアが支える命・暮らし・未来—障害が重くても地域で安心して暮らせるために

岐阜の地での現状と取り組み、課題等が朝日大学キャンパスにて話し合われます。是非ご参加を。詳しくはつかいぼう馬淵まで